

名護湾沿岸基本計画

【概要版】



令和3年3月
名護市

はじめに



名護市は、「あけみおのまち・名護」に象徴される豊かな自然をもった美しい地域であり、その豊かな自然の象徴である名護湾は、市民共有の財産でもあります。

名護湾沿岸の活性化は、本市にとって長年の悲願でした。そして、市制 50 周年の節目にあたる本年度、名護湾沿岸の活性化に向けた計画として、名護湾沿岸基本計画（本計画）を策定しました。これは、昨年度に策定した名護湾沿岸基本構想に基づく計画で、次年度からはいよいよ、本計画に基づく具体的な取組みを実施していきます。

名護湾沿岸基本構想は、「名護湾沿岸をまるごと堪能できる名護湾沿岸」をコンセプトとして、名護湾沿岸の魅力を様々な形で楽しみ、その恩恵を享受することを目指しています。また、市民が楽しめる空間づくりを重要な目標としつつ、市民が楽しむ姿に来訪者も惹きつけられ、市民と来訪者で賑わう地域を目指していくこととしています。

名護湾沿岸基本構想策定後には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会環境の大きな変化がありました。また、2020 年度（令和 2 年度）から始まった「第 5 次名護市総合計画」では、「つなぎ、創る・しなやかな未来」をまちづくりのテーマに掲げ、急速に変化する時代に柔軟に対応していくことを示しています。

本計画の策定にあたっては、こうした社会動向や市のまちづくりの動向を踏まえつつ、様々な環境の変化に柔軟に対応しつつ、常に実行と改善を繰り返しながら、多様な関係者との連携を図りながら、目標の実現に向かって取り組んでいくことが重要と考えています。

本計画の推進により、市民が楽しむことができ、誇りに思える名護湾沿岸を実現することで、来訪者を惹きつけ、まちの賑わいを生み出します。名護湾沿岸のまちづくりを通して、本市の観光振興や市民の豊かな暮らしの実現、ひいては北部全体の発展につながるよう、努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、多くの議論を重ねていただいた有識者懇談会の皆様、調査へのご協力をいただいた名桜大学の皆様、関係者・関係団体の皆様に、厚く御礼申し上げますとともに、本計画の達成に向けて今後ともなお一層のご協力をお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月
名護市長 渡具知 武豊

目次

本編

1. 計画策定の背景と目的	1
1.1 背景	1
1.2 目的	2
1.3 対象エリア.....	2
1.4 基本計画の位置づけ	3
2. 前提条件の整理	4
2.1 基本構想における位置づけの振り返り	4
2.2 関連する法令及び規制等の整理.....	6
3. 対象エリアの現況の整理	7
3.1 対象エリアの土地利用状況の整理	7
3.2 21世紀の森公園周辺エリアの機能・施設等の現況及び利用状況の整理	9
3.3 名護漁港周辺エリアの機能・施設等の現況及び利用状況の整理	11
3.4 対象エリア近隣の交通量の現状	13
4. 対象エリアのコンセプト	16
5. 土地利用整備計画	17
5.1 ゾーニング	17
5.2 土地利用整備計画図.....	18
5.3 事業手法及び概算事業費.....	25
6. ロードマップ（案）	27
7. 計画の推進に向けて	29
7.1 庁内の推進体制（案）	29
7.2 計画の進行管理	30
7.3 計画の目標設定	31
8. さらなる展開に向けて	32

1.計画策定の背景と目的

1.1 背景

豊富な地域資源を有する本市では、「共生」、「自治」、「協働」を基本理念として、豊かな自然を生かしたまちづくりに取り組んできました。また、第2次名護市観光振興基本計画においては、「自然とまちが融合した魅力あふれる“やんばる観光の拠点・名護”」を目指し、入域観光客数や観光収入、滞在日数を増やす目標を掲げています。

その一方で、名護湾をはじめとする豊富な地域資源を十分に活用できていないことや、中心市街地の活力の低下などが課題となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大前においては、今後の国内外から沖縄への観光客の増加が期待されており、本市においても、名護湾沿岸の魅力をいっそう高めることで、名護湾沿岸を市民及び来訪者の憩いの場として活用し、まちの賑わいを生み出し、市民の暮らしの魅力向上や滞在の促進、市街地の賑わい創出の起爆剤にすることが期待されていました。

こうした背景から、令和元年度（2019年度）に「名護湾沿岸基本構想（以下、基本構想）」を策定し、名護湾沿岸が目指すべき将来像や、その実現に向けた空間の在り方（ゾーニングや整備イメージ）、必要な取組等について明らかにしたところです。

一方で、令和元年度（2019年度）から世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活には大きな変化がもたらされました。

このように、構想策定時の背景も踏まえながら、新たな外的要因も踏まえつつ、基本構想に掲げた将来像を実現するためには、具体的な整備計画を定め、多様な主体の協働のもと、基本構想で位置付けた取組を着実に進めることが求められます。

1.2 目的

名護湾沿岸基本計画（以下、基本計画）は、基本構想の着実な推進に向けて、基本構想でゾーニングされた2つのエリアについて、基本構想で示されたコンセプトを踏まえつつ、具体的な整備計画（エリア別のコンセプト、整備イメージ、ロードマップ等）を明らかにすることを目的として策定します。

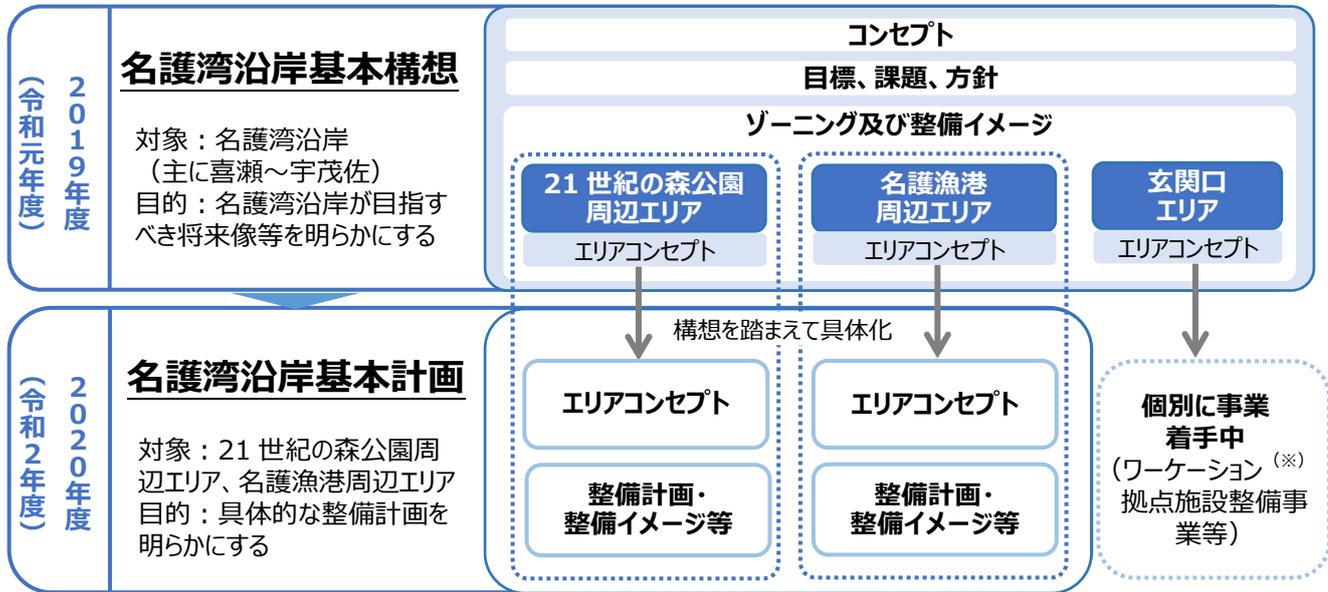


図 1-1 基本構想・基本計画の目的

※ワーケーションとは、Work（ワーク）とVacation（バケーション）の言葉を組み合わせた、リモートワークを活用し旅行先で仕事をす
る、ニューノーマルな働き方を指す言葉です。

1.3 対象エリア

基本計画の対象エリアは、右図に示すとおり、基本構想で重点エリアに位置付けられた21世紀の森公園を中心とする「21世紀の森公園周辺エリア」及び、名護漁港を中心とする「名護漁港周辺エリア」の2つのエリアとします。



図 1-2 基本計画の対象エリア

1.4 基本計画の位置づけ

この基本計画は、昨年度（令和元年度）に策定した基本構想を具体化するものであり、本市の最上位計画である「名護市総合計画」を踏まえつつ、都市計画マスタープランやその他の各分野別計画とも整合を図り、策定するものです。

各種分野別計画との整合も図りつつ、名護湾沿岸地域を対象とした施策の展開により、総合計画で掲げられた市の将来像の実現を目指します。

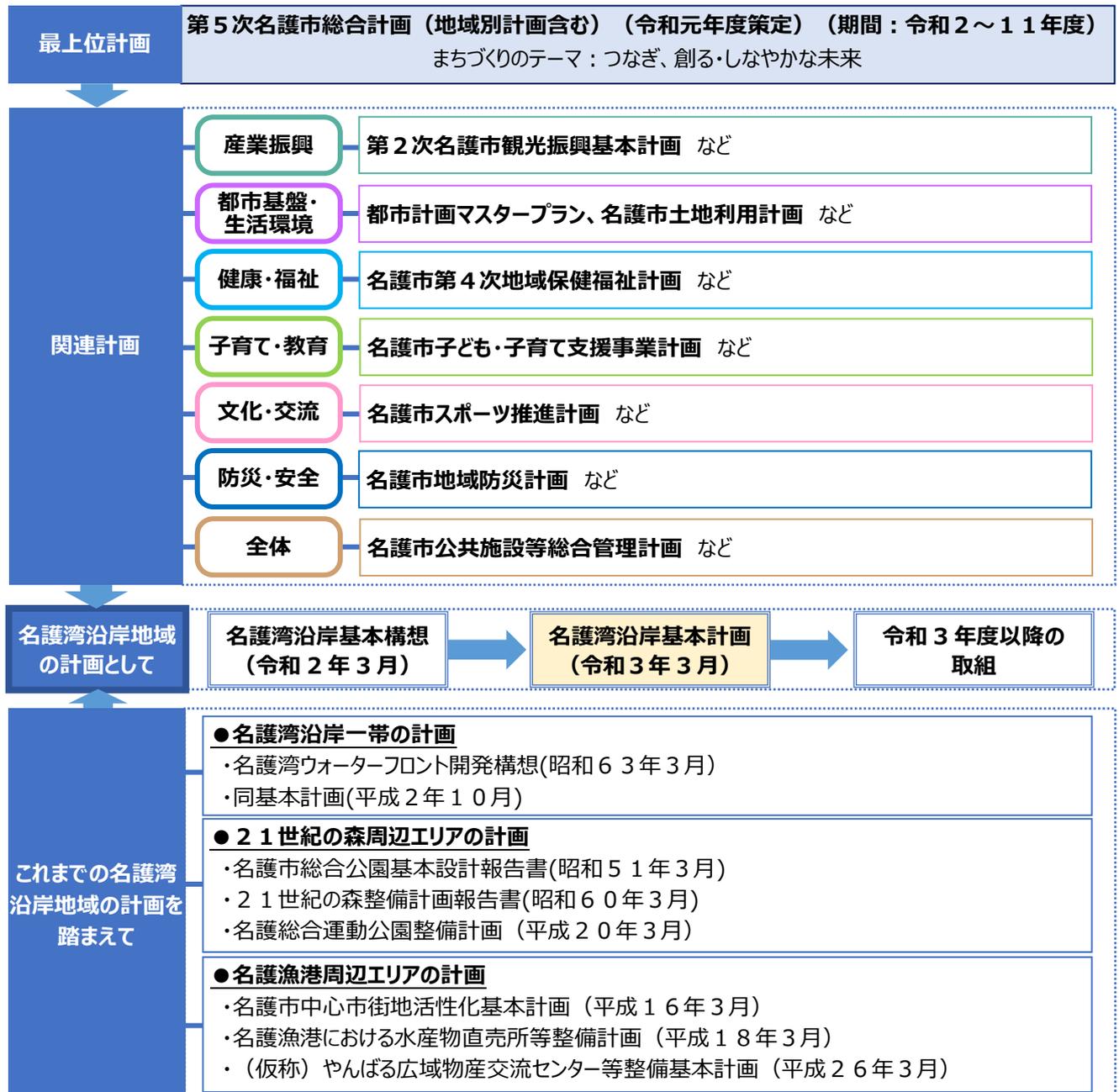


図 1-3 基本構想・基本計画の位置づけ

2.前提条件の整理

2.1 基本構想における位置づけの振り返り

(1) 名護湾沿岸を取り巻く動向

基本構想では、名護湾沿岸を取り巻く動向を、以下のとおり捉えています。

インバウンドを含めた観光客増加への期待

平成 30 年度の沖縄県への入域観光客数は、6 年連続で過去最高を更新するなど、国内観光客・国外観光客ともに増加を続け、今後さらに増加することが期待されています。

鉄軌道や高速船等の導入を契機とした観光振興への期待

那覇～名護間を 1 時間で結ぶ鉄軌道の導入計画、高速船の就航、カーシェアの普及に伴う交通手段の変化等を契機とした観光振興が期待されます。

成長戦略等に見る国・県の施策展開への期待

近年の社会情勢を受けて、スポーツを核とした地域活性化、多様な働き方の実現、民との連携の加速化、水産都市活性化などへの期待が高まっています。

図 2-1 名護湾沿岸を取り巻く動向

(2) 名護湾沿岸の位置づけ

基本構想では、名護湾沿岸全域に共通する考え方として、以下のコンセプトと目標及び方針を定めています。

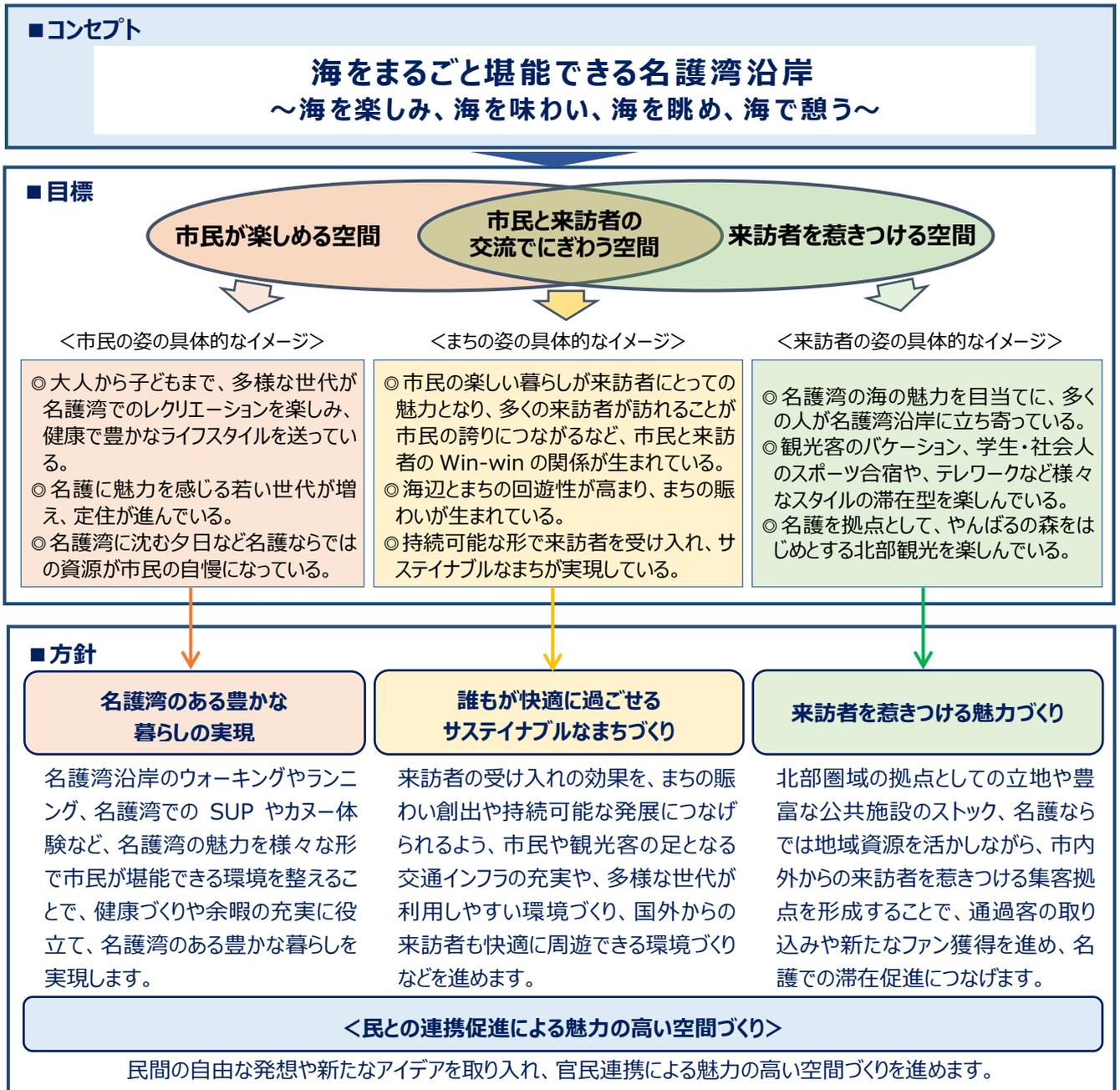


図 2-2 基本構想のコンセプト、目標及び方針

(3) 対象エリアの位置づけ

基本構想では、対象エリアそれぞれについて、整備の方向性を示す「エリアコンセプト」と構想の先導役として着実な推進を図るものとなる「重点プロジェクト」を、以下のとおり位置づけています。

表 2-1 「21 世紀の森公園周辺エリア」及び「名護漁港周辺エリア」の位置づけ

エリア	エリアコンセプト	エリアに関連する重点プロジェクト (構想の先導役として着実な推進を図るもの)	
		概要	魅力づくりの方向性※
21 世紀の森公園周辺エリア	海と陸のスポーツ&レクリエーションエリア	■ 21 世紀の森公園の魅力向上プロジェクト 市民の健康づくりやレクリエーションの場としての魅力向上や、スポーツコンベンションの場としての機能強化を進めます。	○やんばるのアウトドア&レクリエーション拠点 ○陸と海のスポーツ拠点 ○海辺でくつろぐリゾート拠点
名護漁港周辺エリア	海と夕日を望む市街地玄関口エリア	■ 名護漁港の賑わいづくりプロジェクト 通過客の立ち寄り拠点となる賑わい拠点の整備や、交通結節機能の充実にに向けた施設整備を進めます。	○やんばるの物産拠点 ○交通結節点

※ 21 世紀の森公園周辺エリアは、魅力づくりの方向性として、3 案を想定した。

2.2 関連する法令及び規制等の整理

対象エリアの整備・活用等を進める上で考慮すべき法令や規制は以下のとおりです。

表 2-2 関連する法令及び規制等

エリア	関連する法令・規制等	概要
21 世紀の森公園周辺エリア	都市公園法	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の設置・管理基準等に係る規定を定めるもの。 2017 年（平成 29 年）の法改正により、公募設置管理制度（Park-PFI）が創設され、広場等の公園整備を併せて行う収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を公募選定する手続きや、当該手続きに基づく場合、設置管理許可期間の延伸（10 年→20 年）、建蔽率の緩和等が可能となった。
名護漁港周辺エリア	漁港漁場整備法	<ul style="list-style-type: none"> 水産基本法の理念を実現するために水産基盤整備の具体的な施策の規定をしたもの。 漁港漁場整備事業の計画は各地方公共団体が定め、国に届け出る事とされている。
共通	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 補助金を活用して整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の定めに基づき、適切な対応を行っていく必要がある。

3.1.3 公共施設

対象エリアに立地する公共施設は以下のとおりです。老朽化が進行している施設も存在し、市役所庁舎、下水処理場、児童センター、陸上競技場等については、旧耐震基準の建物となっています。



図 3-3 名護市中心市街地の公共施設
 (出典：国土交通省国土地理院「地理院タイル 標準地図」
 国土交通省国土政策局「国土数値情報 H18 公共施設データ」)

表 3-1 重点エリアに位置する主な公共施設

施設名称	築年	面積	備考
名護市庁舎	1981年(昭和56年)	7,133.10 m ²	著名建築、新耐震不適格
名護市民会館	1985年(昭和60年)	9,514.00 m ²	文化棟・公民館棟・福祉棟
名護下水処理場	1979年(昭和54年)	27,658.00 m ²	下水道事業財産台帳より一部施設新耐震不適格
名護市児童センター	1981年(昭和56年)	916.96 m ²	新耐震不適格
名護市営市場	2011年(平成23年)	2,777.16 m ²	
名護漁港水産物直販所	2009年(平成21年)	261.55 m ²	
名護市国際交流会館	2000年(平成12年)	707.36 m ²	
名護市青果等市場	2013年(平成25年)	990.29 m ²	
21世紀の森体育館	1990年(平成2年)	6,783.24 m ²	
名護市陸上競技場	1958年(昭和33年)	265.00 m ²	新耐震不適格

出典：名護市公共施設等総合管理個別計画等

3.2 21 世紀の森公園周辺エリアの機能・施設等の現況及び利用状況の整理

21 世紀の森公園周辺エリア内の機能・施設等の現況及び利用状況は以下のとおりです。

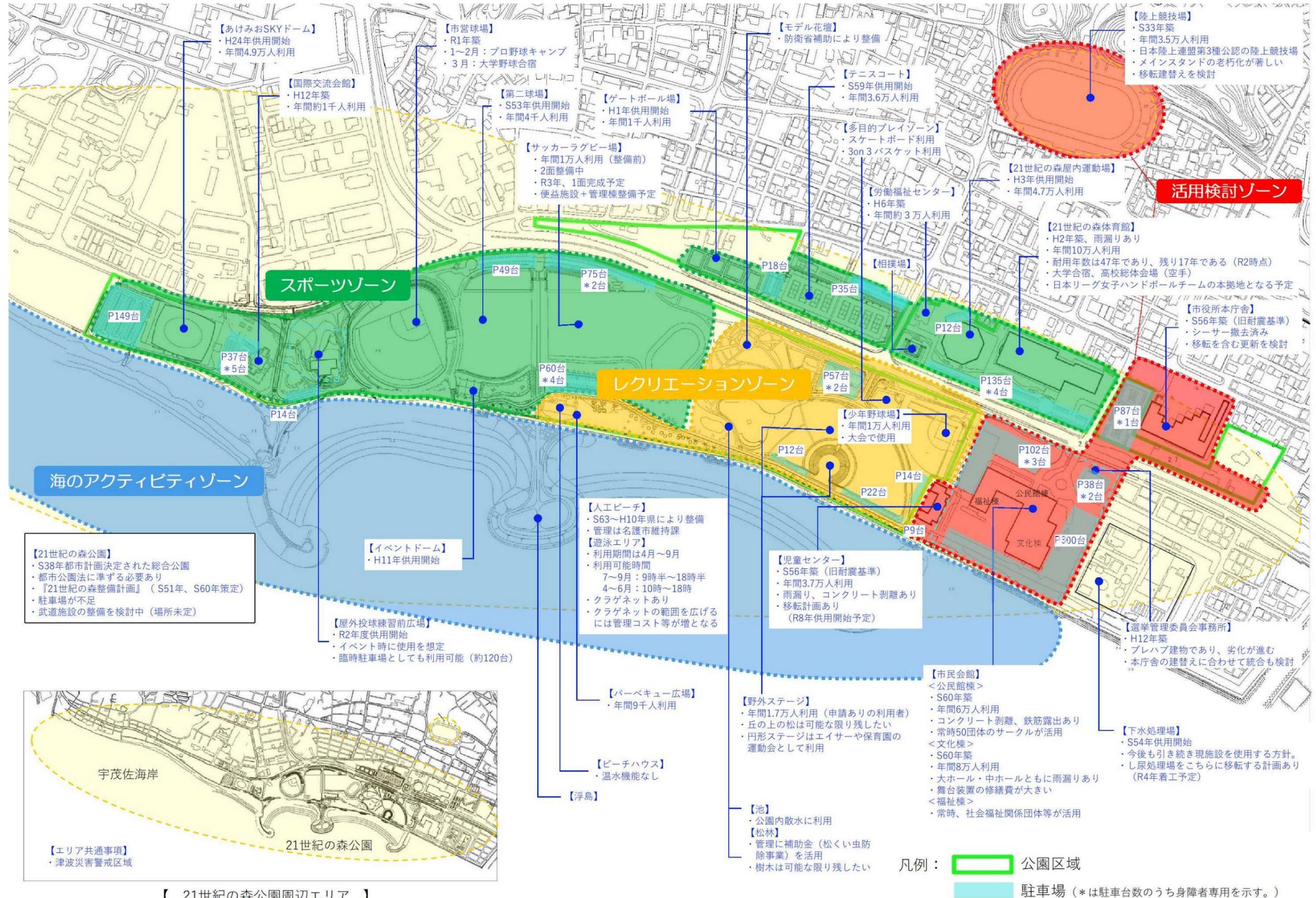


図 3-4 対象エリアの制約条件等の整理（21 世紀の森公園周辺）

21 世紀の森公園の現状



プレイビーチ



屋外投球練習場



サッカー・ラグビー場



サンセットビーチ



ビーチハウス



市営球場



バーベキュー広場



野外ステージ

図 3-5 21 世紀の森公園の現状

3.3 名護漁港周辺エリアの機能・施設等の現況及び利用状況の整理

名護漁港の機能・施設等の現況及び利用状況は以下のとおりです。

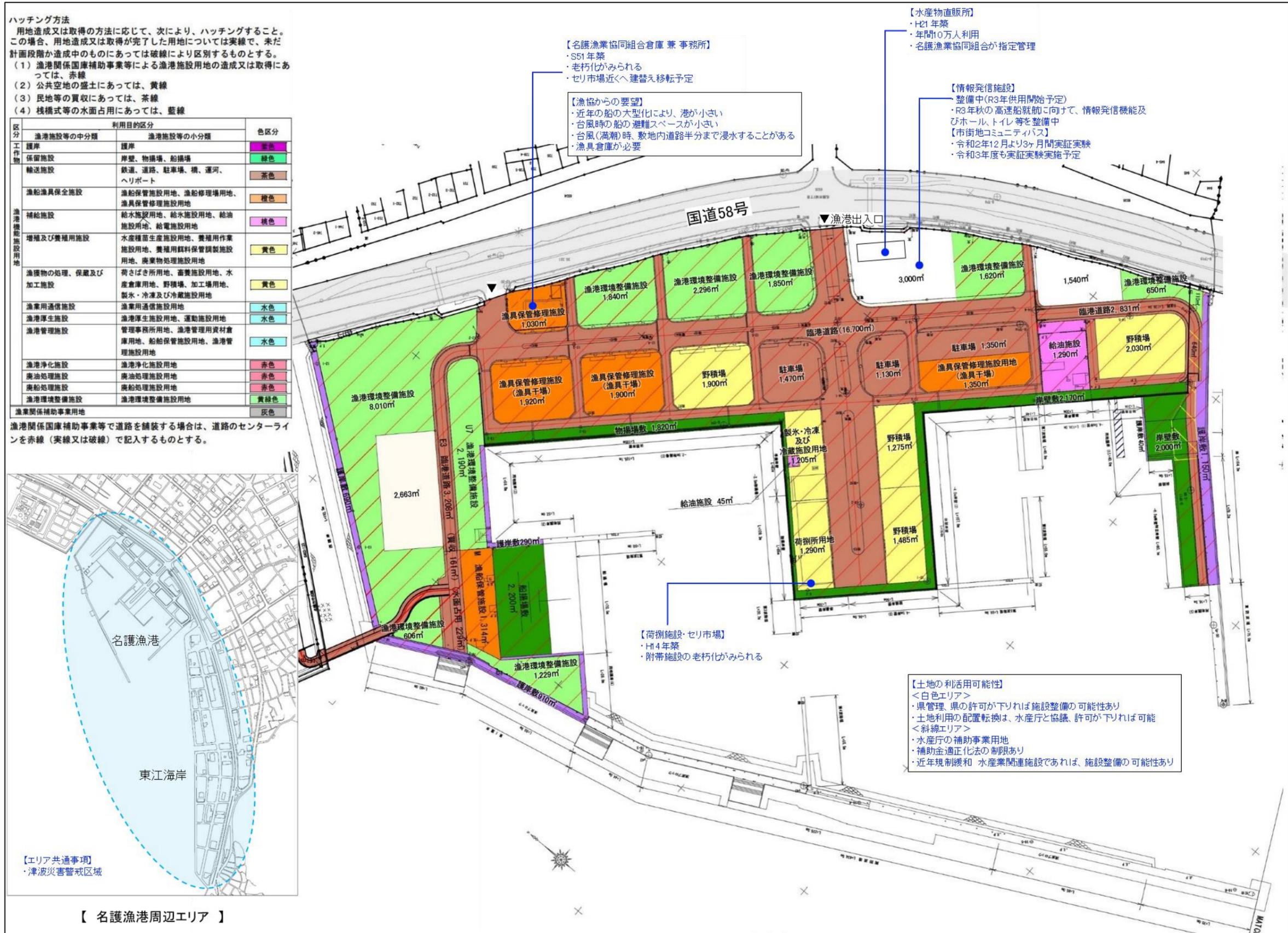


図 3-6 対象エリアの制約条件等の整理 (名護漁港周辺)

名護漁港の概要

名護漁港

地域水産物供給基盤整備事業

港種	第2種
管理者	沖縄県
関係漁協名	名護漁協
所在地	沖縄県名護市字城
漁港の指定	昭和41年7月5日 琉球政府告示第211号
区域変更	平成7年2月1日 農林水産省告示第172号
管理者指定	昭和48年1月11日 農林水産省告示第14号



平成18年



昭和62年



昭和48年

図 3-7 名護漁港の概要 (出典：沖縄の漁港漁場 (平成 20 年度版))

3.4 対象エリア近隣の交通量の現状

(1) 現況の交通量

1) 対象エリア周辺の交通量の概況

平成 27 年度（2015 年度）道路交通センサスによると、対象エリア周辺道路の交通量は以下のとおりです。国道 58 号や県道名護本部線、県道名護宜野座線などでは、混雑度^(※)が 1.0 を超えており、交通容量を超過しています。

※混雑度とは、現道の交通状況を評価する指標です。混雑度が 1.0 よりも大きい場合、実際の交通量が、計画時に設定された交通量の水準を超えたということを意味し、その水準を保つためには何らかの道路整備が必要であるという判断を下す材料となります。（出典：国土交通省資料）



図 3-8 対象エリア周辺の交通量・混雑度（平成 27 年度（2015 年度）道路交通センサスをもとに作成）

(2) 名護東道路延伸に伴う交通量の変化

1) 名護東道路の概要

名護東道路は、北部地域の活性化や市街地の渋滞緩和を図ることを目的とする道路です。本市伊差川～数久田を結ぶ全長 6.8km のうち、2021 年（令和3年）2月現在、伊差川～世富慶までの 4.2km が開通済みで、2021 年（令和3年）夏までに世富慶～数久田の 2.6km が開通予定です。

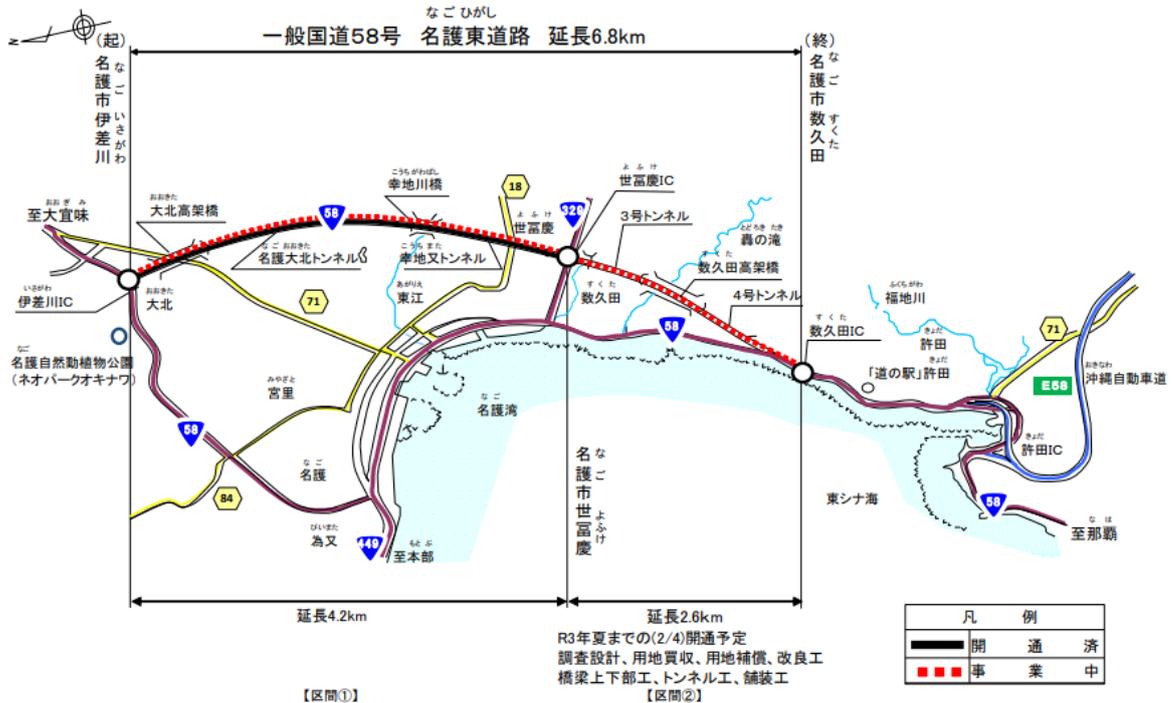


図 3-9 名護東道路の概要（出典：内閣府沖縄総合事務局 HP）

2) 市街地の交通量の変化

名護東道路の伊差川～世富慶開通後の 2012 年度（平成 24 年度）に、内閣府が実施した交通量調査によると、名護東道路の交通量は、開通直後から順調に増加する一方、市街地を通過する交通量は減少していることが確認されました。また、市街地内の主要交差点（白銀橋（東）交差点及び城十字路交差点）の夕方（夕ピーク時）の混雑も緩和されており、名護東道路の開通が、市街地の混雑緩和に寄与していることがわかります。



図 3-10 市街地の交通量の状況（出典：内閣府沖縄総合事務局資料）

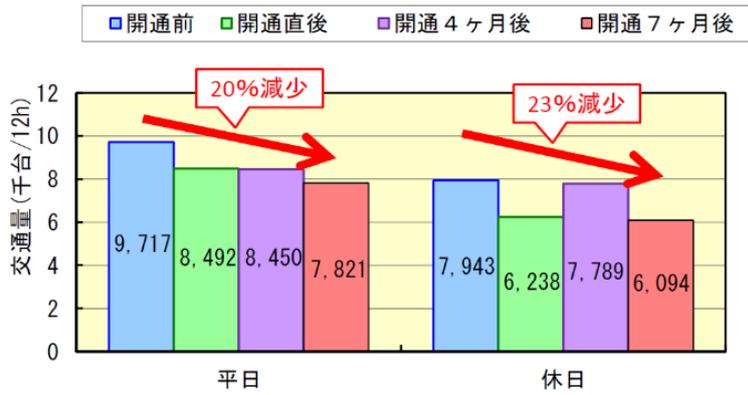


図 3-11 名護宜野座線の交通量の変化
(出典：内閣府沖縄総合事務局資料)

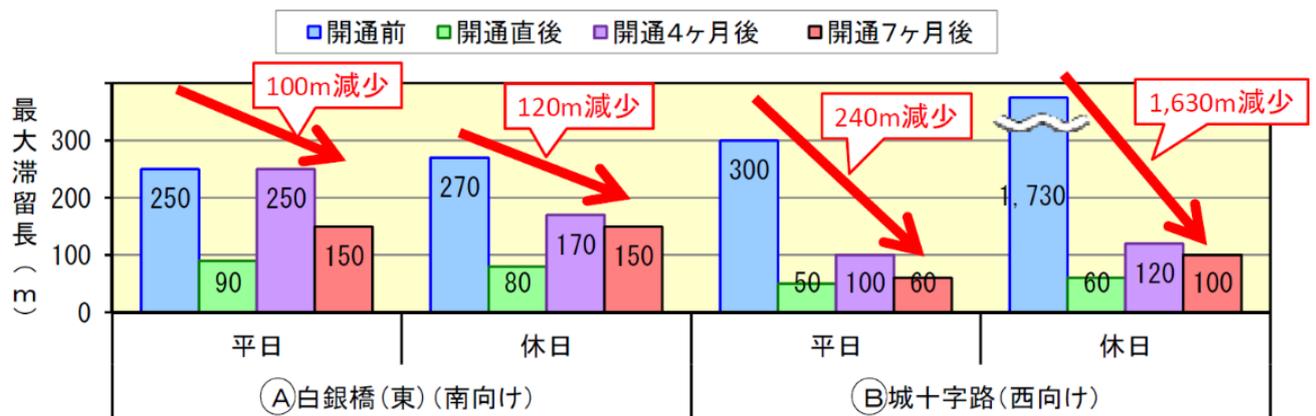


図 3-12 名護市内の主要交差点の渋滞緩和(夕ピーク時)
(出典：内閣府沖縄総合事務局資料)

(3) 今後の展開

国道 58 号については、名護東道路の開通により混雑緩和が図られているものの、交通容量の超過がみられます。名護漁港や 21 世紀の森公園の利用者が増加した場合には、ピーク時間帯を中心に、国道 58 号の混雑悪化も懸念されることから、名護漁港や 21 世紀の森公園の利活用の促進と同時に、交通対策についても検討していくことが必要です。

また、名護東道路については、今後、本部半島への延伸が検討されており、本部・今帰仁方面へのアクセス性の向上に伴う、58 号を通過する交通量のさらなる減少が予想されます。こうした状況下では、名護湾沿岸への立ち寄り型観光の減少も懸念されます。そのため、今後は立ち寄り型観光に依存せず、目的地として選ばれるような魅力づくりが重要となります。

4.対象エリアのコンセプト

対象エリアの整備計画の検討にあたり、構想策定後の新たな動向や、市民や全国アンケートで得られたニーズ、サウンディングで得られたアイデア等を踏まえて、基本構想で位置付けた「エリアコンセプト」を具体化し、ブラッシュアップするとともに、その実現に向けた戦略を整理しました。

■基本構想におけるエリアコンセプト

21世紀の森公園周辺エリア：海と陸のスポーツ&レクリエーションエリア

名護漁港周辺エリア：海と夕日を望む市街地玄関口エリア

■名護湾沿岸の資源のポテンシャル・課題・活用のアイデア

(民間事業者へのサウンディング調査の結果)

- ・ スポーツのまちとしての強みはもちろんのこと、名護湾、漁業、やんばるの自然など、名護湾沿岸をめぐる多様な資源の魅力が評価されていました。
- ・ 観光・レクリエーションはもちろん、防災、教育、エネルギーなど、幅広い視点から、資源活用のアイデアが出されました。

【キーワード】
スポーツ、ニュースポーツ、キャンプ、ワーケーション、身体を動かす遊び、カフェ、漁業体験、防災、エネルギーなど多数

■市民・学生・全国在住者のニーズ (市民アンケート、学生ヒアリング、全国WEBアンケートの結果)

- ・ 名護湾沿岸のまちづくりへの期待として、市民からは、「遊べる場所が増える」、「健康的に暮らせる」、「商店がにぎわう」などが多く挙げられました。
- ・ 21世紀の森公園は、ビーチに面した環境や、ゆっくり過ごせる空間などが市民から評価されているものの、市民の利用頻度は必ずしも高いとは言えない状況です。
- ・ 市民・全国在住者ともに、名護湾沿岸に対して癒しを求める声が多くありました。
- ・ 全国在住者からは、名護湾沿岸に対して、沖縄北部観光の拠点としての期待が高いものの、公共交通手段のなさや空港からの遠さがネックになっていることが伺えました。
- ・ 学生からは、名護湾沿岸を気軽に楽しめる環境整備が求められていました。(レンタル、手ぶら等)
- ・ 20~30代の若い世代の市民からは子育て環境の充実を求める声が多くありました。
- ・ 市民・全国在住者ともに、食のイベントや飲食施設を求める声が多くありました。

【キーワード(市民・学生)】
癒し、健康づくり、子育て、名護湾を気軽に楽しめる環境 等

【キーワード(全国在住者)】
海、ビーチ、沖縄らしさ、癒し、北部の観光拠点、アクセス手段の充実 等

■基本構想策定後の新たな外的要因

名護東道路延伸による立ち寄り観光の減少

- ・ 本部方面への名護東道路の延伸により、国道58号の交通量が減少し、名護湾沿岸への立ち寄り観光の減少も懸念される中、立ち寄り観光に依存しない、目的型の観光へとシフトすることが求められます。

新型コロナウイルス感染症による新たなニーズの顕在化

- ・ 新型コロナウイルス感染症が拡大し、国内外からの観光客が減少する中、マイクロツーリズム(地元や近隣の短距離観光)への注目の高まりや、3密を回避し、リフレッシュできる新しい余暇の過ごし方へのニーズの顕在化がみられます。
- ・ また、コロナ禍のような事態も想定した、過度に観光客に依存しない観光地づくりや、新たな生活様式にも対応したまちづくりが求められます。

【キーワード】
マイクロツーリズム、新たな生活様式における余暇活動 等

■視察調査

- ・ 官民連携による公園の魅力アップや漁港の賑わいづくりの事例がみられ、事業内容や民間事業者に期待する役割次第で、多様な官民連携の手法が用意されています。

【キーワード】官民連携 等

■各エリアのコンセプト及びその実現に向けた戦略 変更点を朱書きで記載します。

21世紀の森公園周辺エリア

エリアコンセプト：**誰もが“健幸”になれる、海と陸のスポーツ&レクリエーション拠点**
～公園でのアクティビティを通して市民も来訪者も健康で幸せになれる拠点となる～

①【誰もが“健幸”】誰もが名護湾沿岸でのスポーツや健康づくりに親しみ、健康で幸せ(健幸)になれる場を充実させる。

プロ野球のキャンプ地、スポーツのまち・自転車のまちとしての強みを活かし、誰もがスポーツに触れ、健康づくりに取り組むことができる場を充実させることで、プロスポーツ、生涯スポーツ、レクリエーションなど様々な活動ニーズに対応するとともに、市内外から多くの人々が訪れ、市民も来訪者も、心身ともに健康で幸せ(健幸)になれる場を目指します。

②【滞在の魅力向上】名護湾沿岸のロケーションや資源を楽しむ時間を過ごせる場を提供し、来訪・定住の魅力を高める。

名護湾沿岸の穏やかなビーチや21世紀の森での癒し・くつろぎ・遊び、やんばるの森と一体となった自然体験・学びなど、名護ならではのロケーションでの滞在の魅力を高めることで、市民の居場所づくり・コミュニティづくりにつなげ、市民が名護市への愛着を深めるとともに、来訪者も名護での滞在を楽しめる場を目指します。

名護漁港周辺エリア

エリアコンセプト：**まちなかの賑わいを生み出す、やんばるの生活・観光拠点**
～市民の生活利便性を高め、来訪者が観光地を巡る拠点となる～

③【市街地活性化】まちなかの資源を活かし、名護湾沿岸と連携することで中心市街地を活性化させる。

漁港と中心市街地が近いという立地特性とまちなかの資源を活かしつつ、漁業振興策等との連携により回遊を促進し、中心市街地への波及効果を高めることで、市街地の活性化につなげます。

④【生活・観光拠点の形成】名護湾沿岸へのアクセス手段と市内の回遊手段の充実により、生活拠点及びやんばるの観光拠点としての地位を確立する。

沖縄県中南部や北部各地から名護湾沿岸へのアクセス手段を充実させるとともに、名護市内の回遊手段を充実させることにより、交通利便性が高く暮らしやすい生活拠点としての魅力を高めるとともに、名護から北部の観光地を巡る、やんばるの観光拠点としての地位を確立します。

※健幸とは、健康で幸せ(身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること)を指す言葉です。

5.土地利用整備計画

5.1 ゾーニング

対象エリアのゾーニングは基本構想の重点エリアを基本とし、次のとおり設定します。

「21世紀の森公園周辺エリア」については、エリアをさらに区分し、市営球場やあけみお SKY ドーム等のスポーツ施設が集積するゾーン（スポーツゾーン）、海に面したゾーン（海のアクティビティゾーン）、主にレクリエーション利用を想定するゾーン（レクリエーションゾーン）、市役所庁舎や市民会館、陸上競技場が立地し、今後の活用が期待されるゾーン（活用検討ゾーン）の4つのゾーンに分けて、整備計画を検討します。なお、活用検討ゾーンは、中長期的にはレクリエーションゾーンの一部として、活用を進めていきます。（陸上競技場は別途検討します。）

「名護漁港周辺エリア」については、基本構想に引き続き、名護漁港を中心としています。また、まちなかとの連携を図り、中心市街地と名護漁港を連動させたエリアとして位置づけます。



図 5-1 ゾーニング（短期）



図 5-2 ゾーニング（中長期）

5.2 土地利用整備計画図

短期・中期・長期の三段階に分けて、対象エリアの整備計画を示します。

(1) 短期（5年以内）

基本構想・基本計画に基づく取組の第一歩として、名護湾沿岸の資源を活かしたエリアの魅力向上のアイデアの実現可能性を探るため、21世紀の森公園周辺エリアを中心に官民連携によるトライアル・サウンディング^(※)等実証実験を実施し、市民や来訪者からの声を最大限に反映できるように努めます。また、長期的なまちづくりを見据えて、既存の公共施設の機能配置や、名護漁港や隣接する中心市街地のまちづくりについて、検討していきます。

※トライアルサウンディングとは、民間事業者を検討対象となる公共施設を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供するものです。

1) 21世紀の森公園周辺エリア

21世紀の森公園全体については、市民も来訪者も安心して快適に利用できる環境を整えるため、遊歩道や外灯、案内サイン等のインフラ整備等を進めます。なお、当該エリアは沖縄県が設定した津波災害警戒区域内であることから、防災の観点も考慮しつつ施設等の整備を進めます。

■スポーツゾーンの整備推進

サッカー・ラグビー場の整備をはじめとして、スポーツコンベンションの場の充実に向けた整備を進めるとともに、スポーツ交流拠点施設の整備による機能強化を進めます。また、総合運動公園化の要望もあることから、武道施設建設候補地の一つとして検討を進めます。

■レクリエーションゾーンの充実に向けた取組

21世紀の森公園を楽しむアクティビティの場となるよう、海のアクティビティゾーンと連携した実証実験を実施し、その成果を踏まえ、機能強化や活用策を検討します。その検討を基に、民間活力も活用しながら、必要な機能整備に着手します。

■海のアクティビティゾーンの充実に向けた取組

名護湾を楽しむマリンアクティビティの場となるよう、レクリエーションゾーンと連携した実証実験を実施し、その成果を踏まえ、機能強化や活用策を検討します。その検討を基に、民間活力も活用しながら、必要な機能整備に着手します。

■活用検討ゾーンの更新検討

市役所庁舎・市民会館の移転を含めた更新の検討に着手します。また、児童センターは移転計画が進行中です。陸上競技場はスポーツゾーンとの連携も含めた移転先の検討に着手します。

■国際交流会館の利活用検討

21世紀の森公園内施設の更新・整備を進めていくにあたり、周辺施設との連携を見据えた、市内の国際交流の場としての国際交流会館の在り方を検討します。

2) 名護漁港周辺エリア

■ 市内の回遊手段の充実に向けた取組

2020 年度（令和 2 年度）に引き続き、本市内を結ぶコミュニティバスの実証実験を実施し、その成果を踏まえ、本格運行に繋がります。

■ 高速船の就航に向けた取組

新たな観光コンテンツの提供や渋滞の無い新たな交通サービスとなる高速船の就航に合わせて、広域観光情報発信施設の整備を行います。また、潮位に左右されず乗下船が容易になり、接岸作業の効率化迅速化等のため、浮棧橋の整備を行います。

■ 名護漁港・中心市街地のまちづくりの検討（国道 58 号の移設含む）

本市の課題の一つである中心市街地の活性化策として、隣接し、未利用地の多い名護漁港の利活用による課題解決を検討してきたことから、名護漁港及び中心市街地を分ける国道 58 号を含め、一帯のまちづくりについて、交通結節点及び物産拠点を含めた検討を行い、事業手法検討及び関係機関との調整、住民説明等の実施、事業計画の策定を行います。

■ 漁業体験の充実に向けた取組

レクリエーションゾーン及び海のアクティビティゾーンの実証実験と合わせて、漁業協同組合と連携した漁業体験プログラムの実証実験を実施し、その成果を踏まえ、可能なものから順次プログラム化を進めます。

3) 両エリア共通

■ ボードウォーク・フットライトの整備に向けた検討

名護漁港と 21 世紀の森公園を結び、名護湾の景観を楽しむボードウォーク及びフットライトの整備（宇茂佐～世富慶）に向けて、関係者調整や検討を行います。

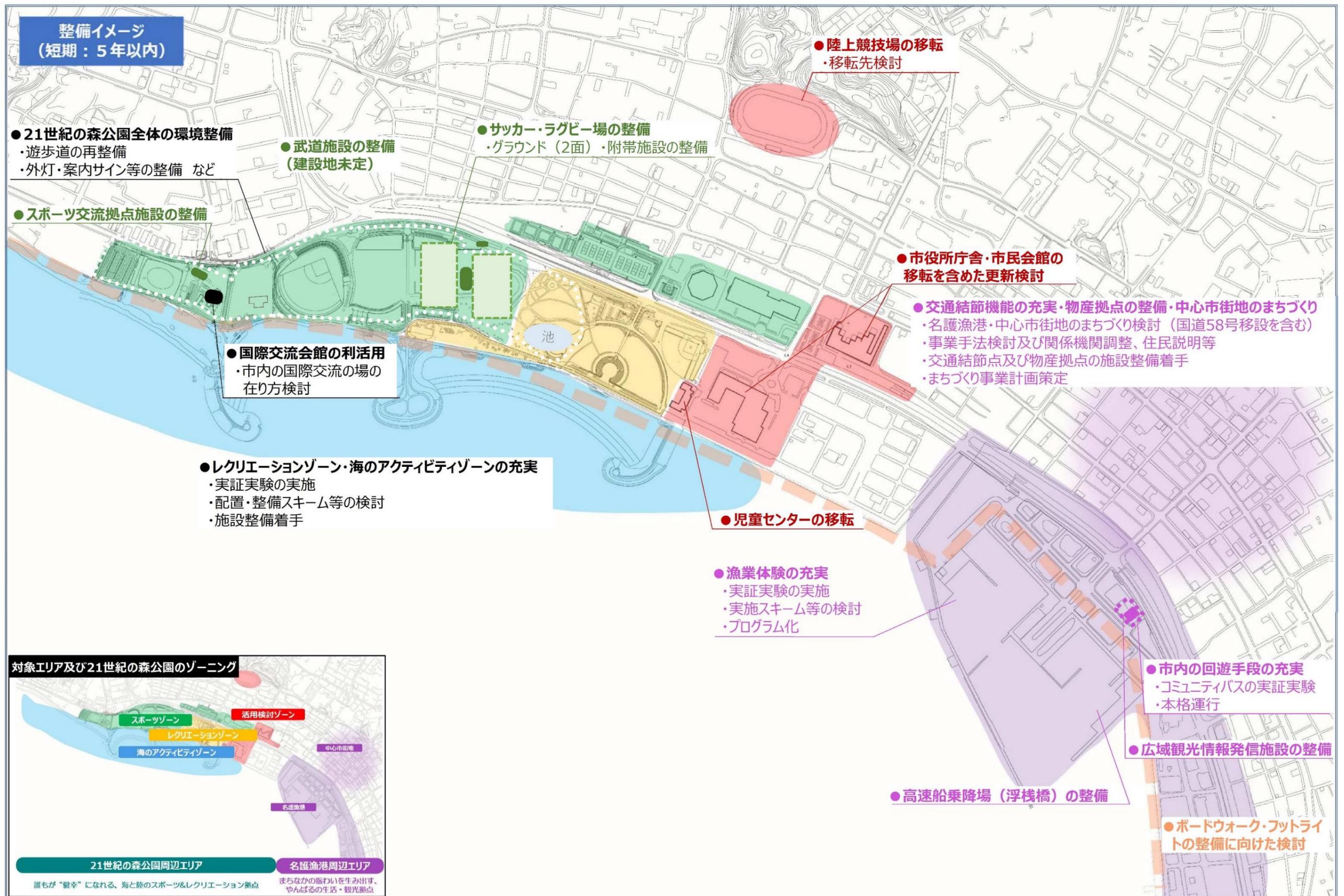


図 5-3 整備計画 (短期)

(2) 中期（10年以内）

中期では、これまで実施した実証実験の成果から、事業性が確認されたアイデアについて具体化していきます。また、これまでに明らかになった公共施設の機能配置の考え方や、国道58号を含めた名護漁港・中心市街地のまちづくりの考え方にに基づき、施設等の設計・施工を進めていきます。

1) 21世紀の森公園周辺エリア

■レクリエーションゾーンの充実

実証実験の成果を踏まえ、レクリエーションゾーンの魅力向上に向けた施設等の整備を進め、市民が楽しめる環境を充実させるとともに、来訪者にとっても魅力の高い空間を創出します。

■海のアクティビティゾーンの充実

実証実験の成果を踏まえ、海のアクティビティ拠点となる施設等の整備を進め、さらなるマリンスポーツの充実を図ります。

■市役所庁舎・市民会館の更新

市役所庁舎・市民会館については、これまでの検討の結果、機能を移転することとなった場合には、レクリエーションゾーンの一部として位置づけた上で、建物又は跡地の利活用の検討に着手します。

■陸上競技場の跡地活用の検討

陸上競技場の移転先の用途が立った場合、その跡地活用の検討に着手します。

■国際交流会館の利活用

引き続き、市内の国際交流の場の在り方検討を踏まえ、周辺施設との連携を進めます。

2) 名護漁港周辺エリア

■交通結節機能の充実・物産拠点の整備

名護漁港周辺エリアがやんばるの生活・観光拠点となるよう、那覇と名護を結ぶ鉄道の誘致とそのターミナル整備、市内外への移動手段の充実（バス・タクシー等の乗換えスポット、MaaS[※]の推進等）等の交通結節機能の充実や、水産振興や北部地域の振興に資するやんばるの名産品が揃う物産・飲食施設などの物産拠点の整備に着手します。

※MaaS（マース）とは、Mobility as a Service の略であり、スマホアプリ等のICTの活用により、移動ニーズに応じて複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのことです。

■名護漁港・中心市街地のまちづくりの実施

名護漁港・中心市街地の検討結果を踏まえた上で、エリア一帯がやんばるの玄関口として機能するよう、まちづくりに着手します。

3) 両エリア共通

■ボードウォーク・フットライトの整備（宇茂佐～世富慶）

関係者調整や検討を踏まえた上で、計画・設計・施工を進めていきます。



図 5-4 整備計画 (中期)

(3) 長期（11 年以降）

長期では、市役所庁舎・市民会館が移転した場合には、その跡地等を活用し、レクリエーション機能を整備し、レクリエーションゾーンの魅力づくりを進めます。名護漁港周辺エリアについては、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、名護漁港・中心市街地のまちづくり及び交通結節機能の充実・物産拠点の整備を進めます。

1) 21 世紀の森公園周辺エリア

■ 名護湾沿岸の新たな滞在・観光拠点

市役所庁舎・市民会館の建物又は跡地活用の検討をもとに、21 世紀の森公園と連携した本市の新たな顔となるレクリエーション機能の整備を進めます。

■ 21 世紀の森体育館の更新検討

更新時期の近づく 21 世紀の森体育館について、更新の検討に着手します。

2) 名護漁港周辺エリア

■ 交通結節機能の充実・物産拠点の整備

引き続き、名護漁港周辺エリアが、やんばるの生活・観光拠点となるよう、中心市街地等と連携した施設整備を進めます。

■ 名護漁港・中心市街地のまちづくりの実施

引き続き、名護漁港・中心市街地については、これまでに検討した内容を踏まえ、エリア一体となった賑わい創出に資するまちづくりを進めます。

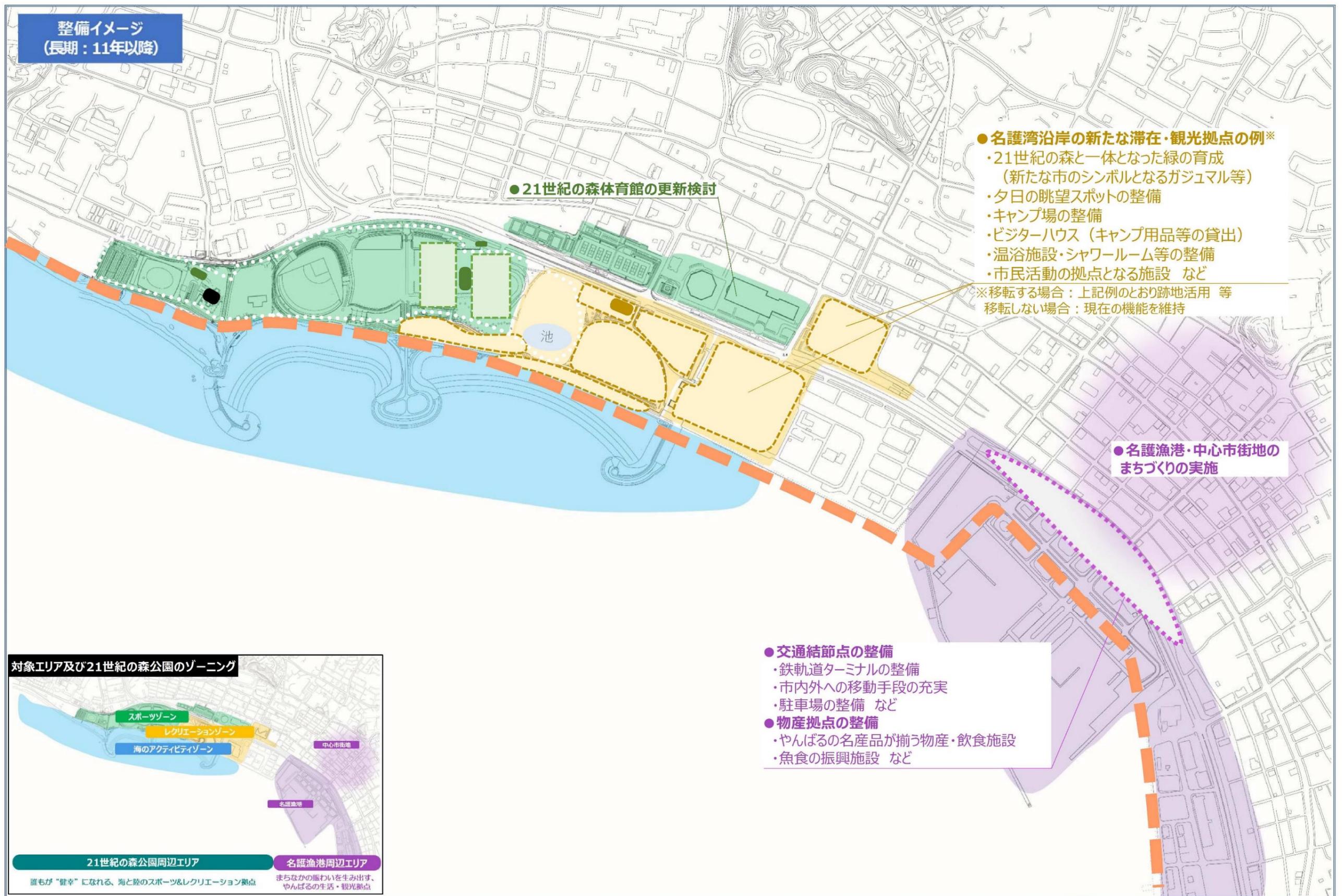


図 5-5 整備計画 (長期)

5.3 事業手法及び概算事業費

(1) 想定される事業手法

次年度以降の事業化に向けては、従来型の整備手法に加えて、官民連携手法も積極的に取り入れます。なお、活用が想定される主な事業手法は以下のとおりです。

表 5-1 想定される主な事業手法

手法	概要															
公設公営 (従来型の事業手法)	<ul style="list-style-type: none"> 市が国・県補助金^(※)、地方債、一般財源等を活用して施設を整備する手法です。 公共施設の設計、建設、維持管理、運営は個別発注となります。 <p>※活用する補助金については、施設の用途等に応じて、検討します。</p>															
官民連携の主な事業手法	指定管理方式 (従来型の事業手法)	<ul style="list-style-type: none"> 市が施設を整備し、施設の管理運営を民間等に委ねる方式です。 公の施設の管理に民間のノウハウを活用することができます。 施設の運営期間は、概ね 5 年程度です。 														
	実証実験・トライアルサウンディング等 ※事業検討段階で適用	<ul style="list-style-type: none"> 公共空間を用いて新たな施策を実施する前に、実際に試行し、評価する手法の例です。 実証実験にはイベントやモニターツアーなど様々な手法があり、期間は日単位・週単位など様々です。 民間事業者に検討対象となる公共空間を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供する「トライアルサウンディング」という手法もあります。 														
	P F I (Private Finance Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して実施する手法。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）」に基づき実施します。 BTO、BOT、BOO、RO 等の事業方式があります。（以下参照） PFI の導入により、公的財政負担の縮減や、民間ノウハウ発揮による、質の高い公共サービスの提供が期待されます。 民間事業者による管理運営期間は、概ね 15 年～20 年（最大 30 年）です。 														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業方式</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BTO 方式 (Build-Transfer-Operate)</td> <td>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う方式。</td> </tr> <tr> <td>BOT 方式 (Build-Operate-Transfer)</td> <td>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。</td> </tr> <tr> <td>BOO 方式 (Build-Own-Operate)</td> <td>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。</td> </tr> <tr> <td>BT 方式 (Build-Transfer)</td> <td>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。</td> </tr> <tr> <td>RO 方式 (Rehabilitate-Operate)</td> <td>既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。</td> </tr> <tr> <td>公共施設等運営事業 (コンセッション)</td> <td>利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。</td> </tr> </tbody> </table>	事業方式	概要	BTO 方式 (Build-Transfer-Operate)	民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う方式。	BOT 方式 (Build-Operate-Transfer)	民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。	BOO 方式 (Build-Own-Operate)	民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。	BT 方式 (Build-Transfer)	民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。	RO 方式 (Rehabilitate-Operate)	既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。	公共施設等運営事業 (コンセッション)	利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。
		事業方式	概要													
		BTO 方式 (Build-Transfer-Operate)	民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う方式。													
		BOT 方式 (Build-Operate-Transfer)	民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。													
		BOO 方式 (Build-Own-Operate)	民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。													
BT 方式 (Build-Transfer)		民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。														
RO 方式 (Rehabilitate-Operate)	既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。															
公共施設等運営事業 (コンセッション)	利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。															

Park-PFI (公募設置管理制度)	<ul style="list-style-type: none"> • 2017年(平成29年)の都市公園法改正により新たに設けられた制度です。 • 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定します。 • 民間事業者による管理運営期間は、20年以内です。
定期借地権	<ul style="list-style-type: none"> • 定期借地権を市有地に設定し、民間事業者に用地を貸し付け、民間事業者の資金調達によって建物を整備・運営します。 • 底地の所有権は市ですが、建物は民間所有となります。 • 事業用定期借地権の場合、借地期間は10年以上50年未満です。
リース方式	<ul style="list-style-type: none"> • 民間事業者が資金を調達し、設計・施工を行い、設備を所有したまま維持管理を行う方式です。市は事業期間にわたって、リース料を分割で支払います。

(2) 概算事業費

計画に位置付けた事業の概算事業費は、実証実験等を実施した上で、事業手法を検討し、その結果に応じて算出します。なお、算出にあたっては、算出時点における市の財政状況等を踏まえ、適正な事業費を見極めることに留意します。

6.ロードマップ（案）

短期・中期・長期の取組について、進め方を整理します。なお、本スケジュールは、導入する施設の規模等によって変わる可能性があります。実証実験や検討結果を踏まえた個別の取組を行う部署や整備後の施設の維持管理を行う部署は現時点では未定です。また、検討の結果、国道が移設とならない場合は、現在の土地利用の在り方をもとに再度取組を検討します。

表 6-1 ロードマップ

エリア	項目	No.	整備内容等	主な実施主体	市担当課	現年度 令和2年度 (2020)	短期					中期					長期	
							1年目 令和3年度 (2021)	2年目 令和4年度 (2022)	3年目 令和5年度 (2023)	4年目 令和6年度 (2024)	5年目 令和7年度 (2025)	6年目 令和8年度 (2026)	7年目 令和9年度 (2027)	8年目 令和10年度 (2028)	9年目 令和11年度 (2029)	10年目 令和12年度 (2030)	11年目以降 令和13年度以降 (2031～)	
							令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
21世紀の森公園周辺エリア	公園全体	1	21世紀の森公園全体の環境整備 ・遊歩道の再整備 ・外灯・案内サイン等の整備 など	名護市	都市計画課 振興対策室		設計・施工（段階的に整備）											
	スポーツゾーン	2	スポーツ交流拠点施設の整備	名護市/民間	都市計画課			設計・施工		供用								
		3	サッカー・ラグビー場の整備 ・グラウンド（2面）・附帯施設の整備	名護市	観光課		設計・施工		供用									
		4	陸上競技場の移転・跡地活用の検討	名護市/民間	文化スポーツ振興課		移転地検討～設計～施工～供用					跡地活用の検討～設計～施工～供用						
		5	国際交流会館の利活用	名護市	企画政策課		市内の国際交流の場の在り方検討			周辺施設との連携								
		6	21世紀の森体育館の更新検討	名護市	文化スポーツ振興課											更新検討		
		7	武道施設の整備（建設地未定）	名護市	文化スポーツ振興課		建設場所・規模の検討～設計～施工～供用											
	レクリエーションゾーン	8	レクリエーションゾーンの充実 ・自走式駐車場等の整備 ・カフェ等飲食施設の整備 ・水遊び場の整備 ・大型遊具の整備 ・キャンプサイト等の整備（Wi-Fi含む） ・BBQ施設の機能強化 など	名護市/民間	振興対策室		実証実験を通じた 配置・整備スキーム等の検討			設計～施工～供用								
		9	市役所庁舎・市民会館の更新 及び跡地活用（移転の場合）	名護市/民間	総務課 文化スポーツ振興課 地域力推進課 社会福祉課 財政課		更新（移転を含む）検討			※移転の場合 基本構想・ 合意形成		基本計画	移転先での設計～施工～供用					
		10	児童センターの移転	名護市	こども家庭部PT		移転計画（移転地での設計・施工・供用）					解体	跡地活用					
	海のアクティビティゾーン	11	海のアクティビティゾーンの充実 ・温水シャワーの整備 ・道具の貸出等 ・海上アスレチック・ビーチアクティビティ等の整備 ・カフェ等飲食施設の整備 など	名護市/民間	振興対策室		実証実験を通じた 配置・整備スキーム等の検討			設計～施工～供用								

エリア	項目	No.	整備内容等	主な実施主体	市担当課	現年度	短期					中期					長期		
						令和2年度(2020)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降		
						令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度以降(2031~)			
名護漁港周辺エリア	交通結節点	12	市内の回遊手段の充実 ・コミュニティバスの運行	名護市	企画政策課	実証実験	路線の検討等	本格運行											
		13	広域観光情報発信施設の整備	名護市	企画政策課	設計・施工	供用												
		14	高速船乗降場(浮桟橋)の整備	名護市	企画政策課			設計・施工	供用										
		15	交通結節機能の充実 ・鉄軌道ターミナルの整備 ・市内外への移動手段の充実 ・駐車場の整備 など	名護市/民間	振興対策室					施設整備(計画~設計~施工~供用)									
	物産拠点	16	物産拠点の整備 ・やんばるの名産品が前う物産・飲食施設 ・魚食の振興施設 など	名護市/民間	振興対策室 農林水産課		名護漁港・ 中心市街地の まちづくり 検討(国道 58号移設を 含む)	事業手法検討及び関係機関調整、 住民説明等	施設整備(計画~設計~施工~供用)										
	中心市街地	17	名護漁港と連携したまちづくり (国道58号移設を含む)	名護市/沖縄 県/国	振興対策室 都市計画課				事業計画 策定	まちづくりの実施 (移設の場合) 国道移設の設計~施工~供用									
						都市計画マスタープラン改定					計画期間(10年間)					都市計画マ スタープラン改定	計画期間 (10年間)		
	漁業体験	18	漁業体験の充実 ・セリ市場の疑似体験 ・小型定置網体験 など	名護市/民間	振興対策室 農林水産課		実証実験を通じた実施スキーム等の検討・プログラム化												
共通	海辺の回遊路	19	ボードウォーク・フットライトの整備 (宇茂佐~世富農)	名護市/沖縄 県	振興対策室		関係者調整・検討	計画~設計~施工~供用											

7.計画の推進に向けて

7.1 庁内の推進体制（案）

PDCA サイクルや KPI の設定による次年度以降の進行管理と計画の着実な推進のため、庁内での推進体制を構築します。計画の推進体制（案）は以下のとおりです。

- 部長会において、計画の進捗状況の点検・評価、施策の見直しに係る提案・助言、各部間の調整を行います。
- 各担当課及び関係課の課長級職員を併任で配置し、組織するワーキングチームを対象エリアごとに分けて、2つ設置します。ただし、名護漁港周辺エリアは、今後、中心市街地を含めた検討を行っていく必要があることから、名称を「名護漁港・中心市街地周辺エリアワーキングチーム」とします。また、市役所庁舎及び市民会館は本計画とは別途検討します。
- ワーキングチームは、実証実験等や各種取組の実施に係る、担当課・関係課間の連絡調整を行います。また、計画の見直しや、新たな取組の企画・立案を行います。
- 振興対策室が事務局となり、取組の進捗管理を行います。また、振興対策室で所管する「PPP・PFI 推進事業」と連動させ、積極的に民間との関係を図った事業手法の導入に努めていきます。
- 各担当課は、事務局、ワーキングチーム及び関係課と連携・調整を図りながら、各分野に関連する取組を推進します。
- 各課で実施する関連計画との整合が図られるような体制づくりに努めます。

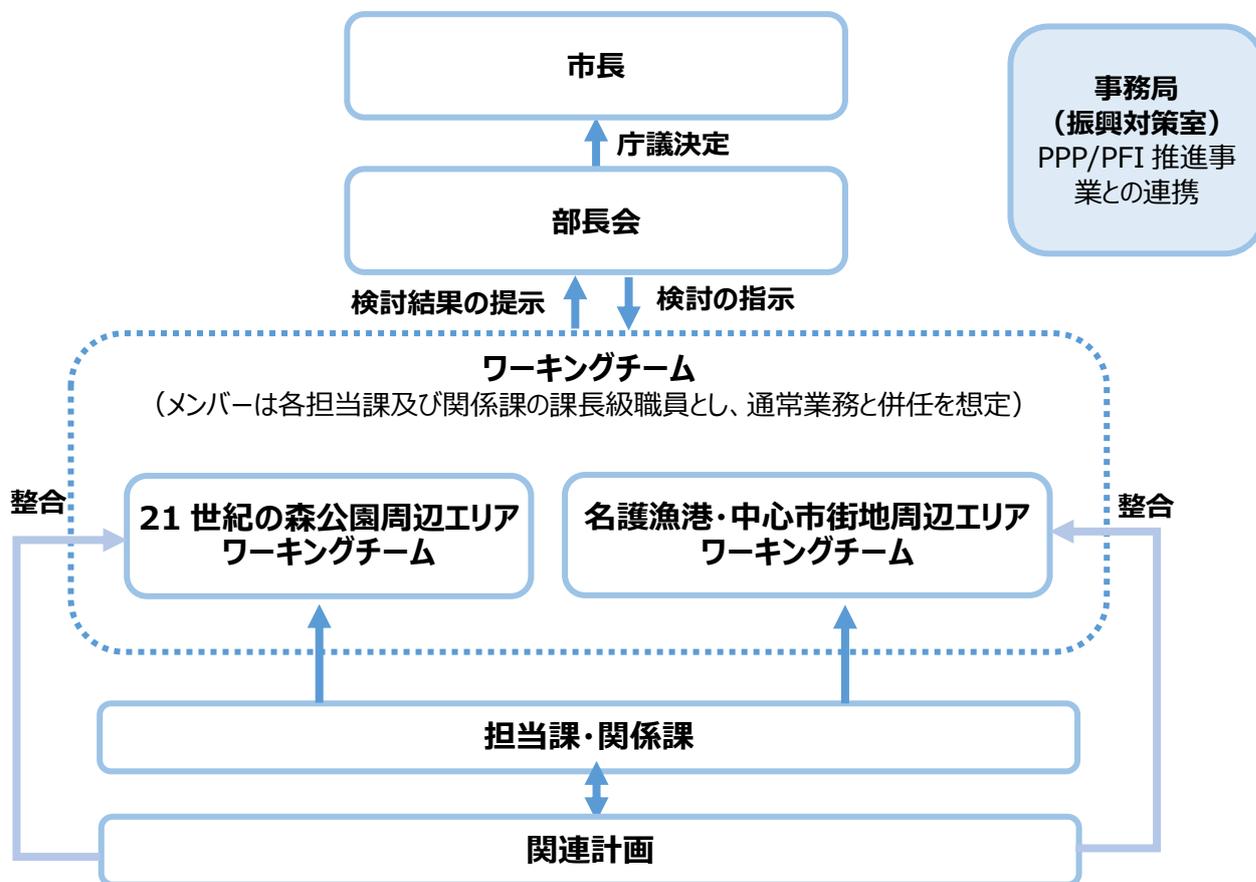


図 7-1 計画の推進体制

7.2 計画の進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき、計画の進捗状況等を点検・評価します。

計画の進行管理にあたっては、実証実験等の結果を踏まえ、基本計画を具体化した（仮称）実施計画を2023年度（令和5年度）に策定します。その上で、5年の節目ごとに取組の総括と評価を行います。また、一部の事業については、名護市総合計画における実施計画（※）と連携した進捗管理を行うことで、確実な事業推進につなげます。

※名護市総合計画に示された政策に基づき、計画的かつ効率的に事業を推進するため、向こう3年間に行う事務事業内容等を明らかにしたものです。ローリング方式により毎年度見直しを行います。

<計画の策定（PLAN）>

- 初年度においては、市の広報誌等を活用して基本計画の内容を市民等へ周知します。
- 基本計画に基づき実施する実証実験等の結果を踏まえ、基本計画を具体化した実施計画を2023年度（令和5年度）に策定します。
- 基本計画に基づく事業の一部については、名護市総合計画における実施計画の事業として位置付けます。
- 各計画の策定後は、事業が円滑に実施できるよう、関係機関等へ説明し、実施に向けた調整等を行います。

<計画の実行（DO）>

- 計画に基づき、取組を実行します。

<取組の点検・評価（CHECK）>

- 部長会を、CHECKを行う機関として位置付け、計画の進捗状況の点検・評価、並びに施策の見直しに係る提案・助言を行います。
- 計画に基づく取組の毎年の進捗状況については、年に1回、部長会に報告を行います。また、5年に1度を目安として、取組成果の総括と進捗評価を行います。
- 事務局における進捗管理として、担当課は事務局へ定期的又は必要に応じて進捗報告を行います。

<改善（ACTION）>

- 部長会からの提案・助言を参考にして、計画の改善策を検討します。
- 計画に基づく取組の実施状況等については、市の広報誌等を活用して公表します。
- 必要に応じ、パブリックコメント等により市民意見を取り入れ、計画の改善策を検討します。

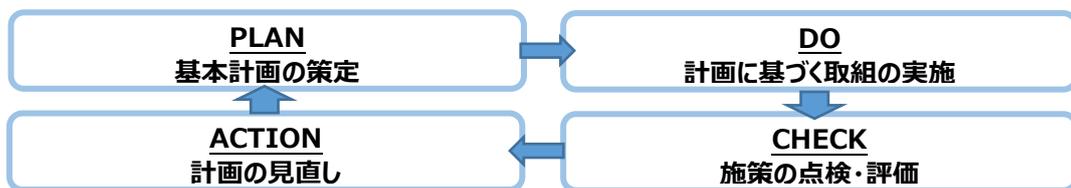


図 7-2 計画の進行管理

7.3 計画の目標設定

本計画の目標として、KPI を設定します。

KPI とは、重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の略称であり、目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標です。

KPI は、本計画を推進した結果として得られる成果・効果を示す指標（アウトカム指標）と、ロードマップに位置付けた各種の取組の実施量や結果を示す指標（アウトプット指標）の2種類を設定していきます。これらの指標については、必要に応じて適宜追加していくことも検討します。

なお、KPI は、内閣府の地方創生ガイドラインに基づき、以下の3つの視点に留意して設定します。

視点1：「客観的な成果」を表す指標であること

視点2：事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

視点3：「妥当な水準」の目標が定められていること

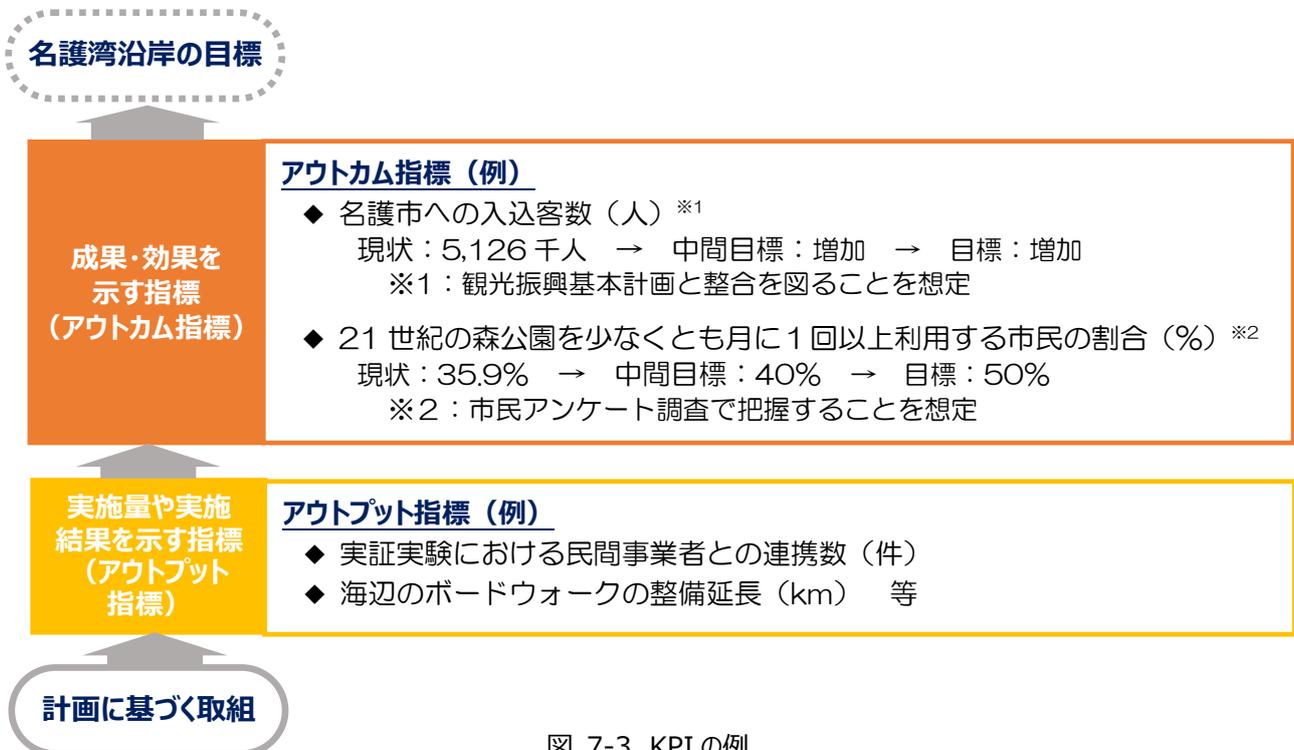


図 7-3 KPI の例

8.さらなる展開に向けて

本計画は、前年度に策定した基本構想を基に、21世紀の森公園及び名護漁港の周辺にエリアを限定し、名護湾沿岸の活性化の実現のため、さらなる具体化計画として策定しました。

一方、基本構想で示された玄関口エリアについては、観光振興及び企業誘致の取組として「ワーケーション拠点施設」の整備が始まりました。

今後は、基本計画や基本構想に基づく取組を着実に進めつつ、新型コロナウイルス感染症のような重大な状況変化に併せて随時柔軟に見直しを図るとともに、可能なものについては加速化を図っていきます。

とりわけ、2021年度(令和3年度)に見込まれているやんばる地域の世界遺産登録や、2020年代中盤に開業が予定されている沖縄北部テーマパーク構想といった動きは、本地域のポテンシャルをさらに大きく飛躍させる可能性を秘めています。こうした動きも的確に踏まえ、本計画の施策を展開していきます。

一方で、21世紀の森公園や名護漁港はもちろん、21世紀の森公園より西側の宇茂佐海岸や名護漁港から南側の東江海岸など、魅力ある地域資源の更なる活用に向けた検討・調整に取り組むとともに、老朽化に伴う更新の対応が大きな課題となっている市役所庁舎や市民会館をはじめとした多くの公共施設が本計画の対象エリアには立地していることから、これらの更新方策についても、本計画と連動させることにより、当該エリアのまちづくりの効果を最大限に発揮できるものと考えます。

加えて、今後、市内の公共交通の在り方を検討する際には、本計画と連動させて検討するとともに、当該エリアを起点とした羽地内海や本市東海岸地域の各拠点のまちづくりとも連携させることで、市全体的な活性化に資する取組の礎となる計画になるものと考えます。

本市は「北部の中核都市」「小さな世界都市」として、名護湾沿岸をはじめとする本市の地域資源を存分に生かし、情報通信産業特別地区や日本で唯一指定されている経済金融活性化特別地区といった強みも活かしながら、市民はもちろん、観光客、先端産業、グローバル企業等の様々な人に選ばれ、楽しんでもらえるような街、沖縄県の自立型経済発展をリードできる先駆的な街を目指して、国や県等と必要な連携を図りつつ、更なる魅力向上を目指していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機となったAI、IoT、5G、自動運転等の社会の急速なデジタル化や、グリーン・SDGs(持続可能な開発目標)といった新たな動きを意識し、本計画の取組を進めます。

